

- 1 明るく元気なあいさつをしましょう。
- 2 健康・安全に留意して生活しましょう。
- 3 「自他共栄」 自分も大切、周りも大切。
- 4 「一歩改革」 昨日の自分より一歩でも前に進みましょう

いじめ撲滅徹底チーム

本校では今まで、過去においても、生徒が主体となっていじめ防止の取り組みをほとんどしてきませんでした。

この度、生徒会が中心となって「いじめ撲滅徹底チーム」を立ち上げました。18日（月）の朝会で、生徒会長よりチーム立ち上げの宣言とその趣旨を発表しました。そして、その最初の取り組みとして、6時間目にいじめについて考えるための全校集会を行いました。「いじりといじめの違いをどう判断するのか」「あだなはいじめになることはないのか」「机をいたずらされたらどんな気持ちになるのか」「いじめを見ていて止められるのか」など、様々な投げかけがありました。そして、生徒指導担当の先生より、いじめの具体的な例についてのお話がありました。



いじめ撲滅徹底チームの宣言をする
生徒会長

その後、学級に戻り、「いじめ撲滅のためのスローガン」を考える時間にしました。全員のスローガンはワークセンターに掲示し、みんなの投票を参考にして泉崎中のスローガンを決定していく予定です。また、次の活動として、生徒一人一人の「行動宣言」を考える予定です。



掲示されたスローガンに投票

いじめ撲滅に向けた取り組みがスタートしました。全生徒、全職員が本気になって、いじめ防止に取り組んでいきます。

本校には「いじめ防止基本方針」があります。（ホームページに掲載しています）それに基づいて毎月生徒を対象に生活アンケートを実施しています。また、いじめの定義や具体的な例も載せています。是非ごらんください。

（いじめ防止対策推進法第2条 いじめの定義）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉～ いじめ防止基本方針より ～ ※HPにも掲載

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

道徳の授業について

11月20日(水)に道徳教育地区別推進協議会を実施しました。福島県教育委員会の事業の一つで、県中や県北等各地区で実施しているものですが、県南では本校が指定を受けています。20日には県南の各小中学校の先生や保護者が集まり、授業研究会や講演会、研究協議などを行いました。

道徳は本年度から中学校で教科化になりました。学年末に評価を出し、通知票に記載することになります。教科化になり主に変わった点は下記の3つです。

- ① 検定教科書の導入
- ② いじめに関する内容の充実
- ③ 記述式の評価



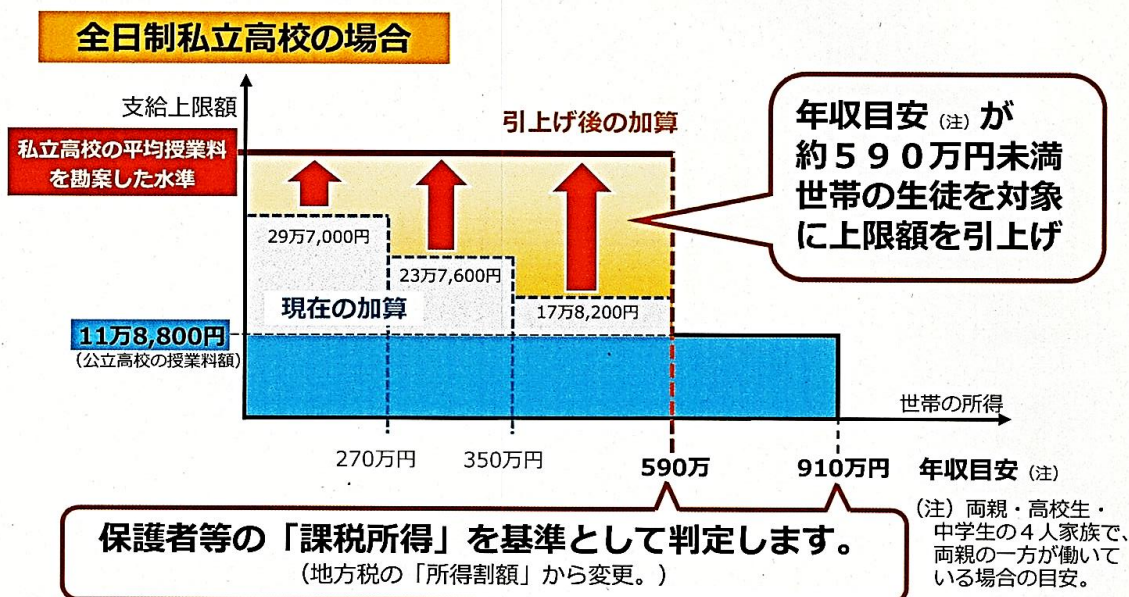
高等学校等就学支援金制度について

高等学校就学支援制度とは、高等学校等に通う生徒を対象に授業料を支援する仕組みです。公立高等学校では年間11万8,800円(授業料分)が支援されています。私立高等学校においては保護者の所得額に応じて、上限が決まっていたが、令和2年度からその額が引き上げられ、保護者の課税所得が590万円未満の場合に、授業料はほぼ無償となる予定です。590万円～910万円は、従来どおり公立高校と同額の支援となります。

2020年4月から 変わります!

高等学校等就学支援金制度

私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなどの制度改正を行います。



※ 都道府県において、独自の授業料支援を行う場合があります。